

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一〇一号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成十二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、二十都道府県において六十八選挙区の改定を行う。
- 二、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員数について、平成十二年国勢調査の結果に基づき、南関東選挙区を二十二(現行二十一)人とし、近畿選挙区を二十九(現行三十)人とする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。